資料３

第１５回
トラック輸送における取引環境・労働時間改善宮崎県地方協議会

トラック輸送事業に係る各種施策・周知事項等について（労働局取組事項）

令和６年２月２６日（月）

宮崎労働局（労働基準部監督課）

自動車運転者に係る労働の現状①

自動車運転者の労働時間の推移

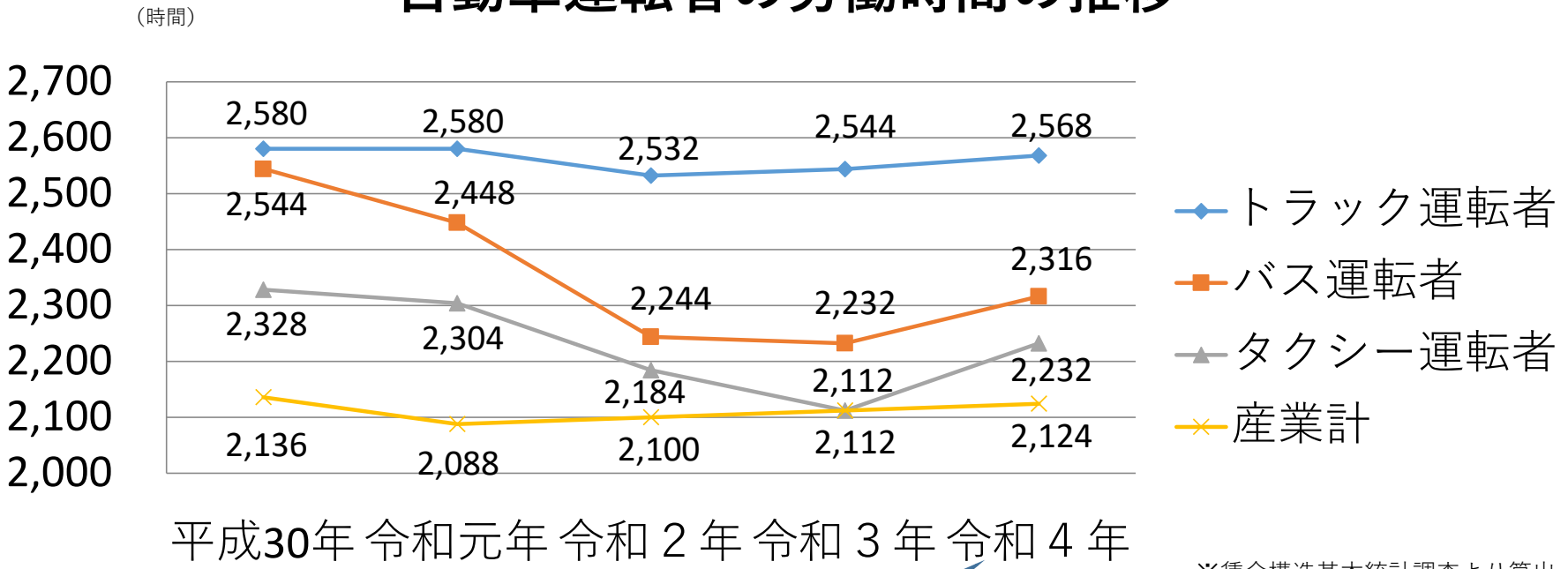

※賃金構造基本統計調査より算出

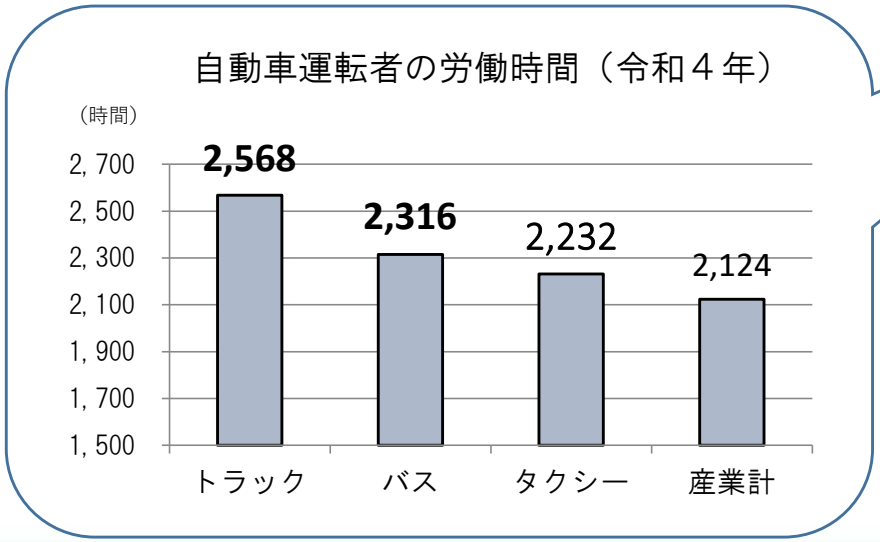

自動車運転者は、他の産業と比較して、長時間労働の実態にあり、令和４年における労働時間は、産業計と比べて、トラック運転者は**約444時間**、バス運転者は**約192時間**、タクシー運転者は**約108時間**、長い。

厚生労働省
宮崎労働局

自動車運転者に係る労働の現状②

職種別の脳・心臓疾患支給決定件数においても、自動車運転従事者は高い水準（令和４年度 57 件）にあり、全業種（同194件）の約３分の１を占める。

自動車運転者の脳・心臓疾患の推移（自動車運転従事者）

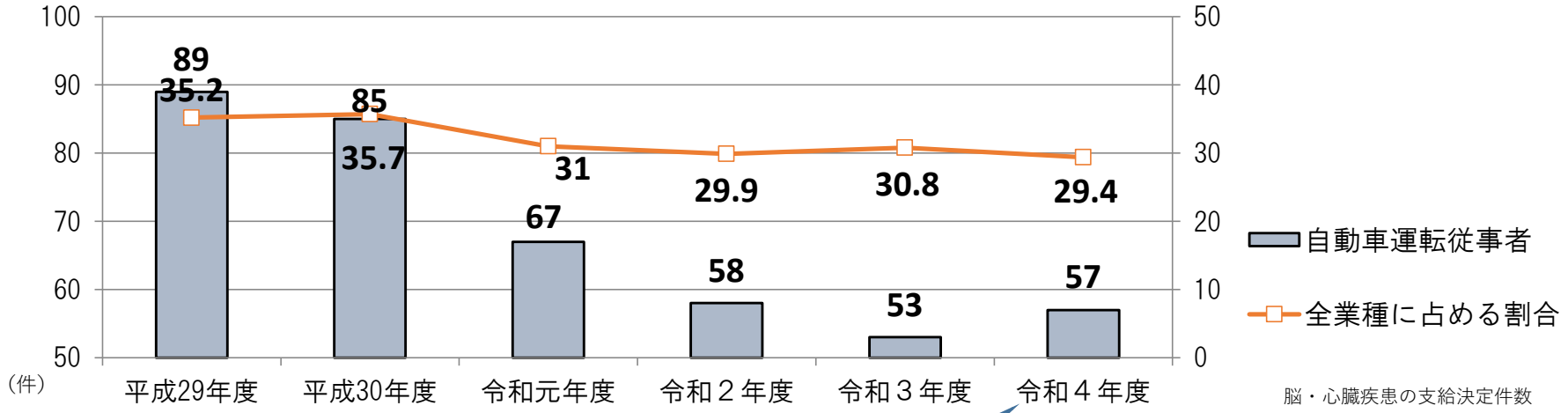

脳・心臓疾患支給決定件数（令和４年度：職種別）

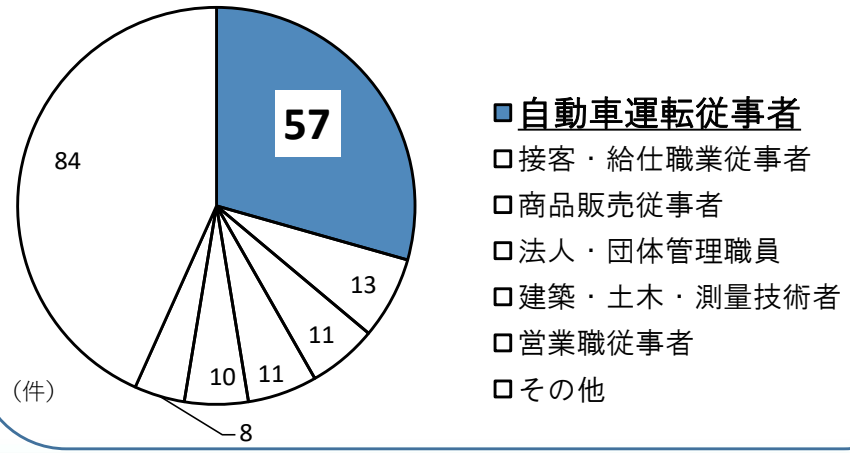

常用雇用者（55, 143, 895人）に占める道路貨物運送業に従事する常用雇用者（1, 611, 454人）の割合は2. 92%、同じく道路旅客運送業に従事する労働者（443, 169人）の割合は0. 8%。

※　数値は、総務省統計局「経済センサス－活動調査」（令和３年）の調査票情報を独自集計したもの。

厚生労働省
宮崎労働局

監督実施状況

自動車運転者を使用する事業場に係る**労働基準関係法令**の違反状況（令和４年1月～12月）

【全 国】

区分＼事項		監督実施事業場数	労働基準関係法令の違反事業場数	主要違反事項		
				労働時間	休日	割増賃金
トラック関係	一般貨物	2,897 (100.0)	2,391 (82.5)	1,445 (49.9)	130 (4.5)	584 (20.2)
	特定貨物	199 (100.0)	158 (79.4)	88 (44.2)	11 (5.5)	48 (24.1)
	小計	3,096 (100.0)	2,549 (82.3)	1,533 (49.5)	141 (4.6)	632 (20.4)
バス業		125 (100.0)	94 (75.2)	42 (33.6)	1 (0.8)	23 (18.4)
ハイヤー・タクシー業		273 (100.0)	239 (87.5)	106 (38.8)	12 (4.4)	62 (22.7)
その他（含む他業種）		20 (100.0)	18 (90.0)	7 (35.0)	0 (0.0)	26 (130.0)
合計		3,514 (100.0)	2,900 (82.5)	1,688 (48.0)	154 (4.4)	743 (21.1)

【宮 崎】

区分＼事項		監督実施事業場数	労働基準関係法令の違反事業場数	主要違反事項		
				労働時間	休日	割増賃金
トラック関係	一般貨物	13 (100.0)	13 (100.0)	9 (69.2)	3 (23.1)	4 (30.8)
	特定貨物	0 －	0 －	0 －	0 －	0 －
	小計	13 (100.0)	13 (100.0)	9 (69.2)	3 (0.0)	4 (30.8)
バス業		0 －	0 －	0 －	0 －	0 －
ハイヤー・タクシー業		1 (100.0)	1 (100.0)	1 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
その他（含む他業種）		0 －	0 －	0 －	0 －	0 －
合計		14 (100.0)	14 (100.0)	10 (71.4)	3 (21.4)	4 (28.6)

自動車運転者を使用する事業場に係る**改善基準告示**の違反状況（令和4年1月～12月）

【全 国】

区分＼事項		監督実施事業場数	改善基準告示違反事業場数	主要違反事項					
				総拘束時間	最大拘束時間	休息時間	最大運転時間	連続運転時間	休日労働
トラック関係	一般貨物	2,897 (100.0)	1,703 (58.8)	974 (33.6)	1,260 (43.5)	930 (32.1)	659 (22.7)	858 (29.6)	109 (3.8)
	特定貨物	199 (100.0)	87 (43.7)	39 (19.6)	57 (28.6)	47 (23.6)	27 (13.6)	57 (28.6)	10 (5.0)
	小計	3,096 (100.0)	1,790 (57.8)	1,013 (32.7)	1,317 (42.5)	977 (31.6)	686 (22.2)	915 (29.6)	119 (3.8)
バス業		125 (100.0)	50 (40.0)	28 (22.4)	24 (19.2)	11 (8.8)	11 (8.8)	11 (8.8)	1 (0.8)
ハイヤー・タクシー業		273 (100.0)	82 (30.0)	44 (16.1)	66 (24.2)	17 (6.2)	1 (0.4)	0 (0.0)	8 (2.9)
その他（含む他業種）		20 (100.0)	7 (35.0)	5 (25.0)	7 (35.0)	5 (25.0)	0 (0.0)	1 (5.0)	0 (0.0)
合計		3,514 (100.0)	1,929 (54.9)	1,090 (31.0)	1,414 (40.2)	1,010 (28.7)	698 (19.9)	927 (26.4)	128 (3.6)

【宮 崎】

区分＼事項		監督実施事業場数	改善基準告示違反事業場数	主要違反事項					
				総拘束時間	最大拘束時間	休息時間	最大運転時間	連続運転時間	休日労働
トラック関係	一般貨物	13 (100.0)	10 (76.9)	7 (53.8)	9 (69.2)	7 (53.8)	8 (61.5)	7 (53.8)	2 (15.4)
	特定貨物	0 －	0 －	0 －	0 －	0 －	0 －	0 －	0 －
	小計	13 (100.0)	10 (76.9)	7 (53.8)	9 (69.2)	7 (53.8)	8 (61.5)	7 (53.8)	2 (15.4)
バス業		0 －	0 －	0 －	0 －	0 －	0 －	0 －	0 －
ハイヤー・タクシー業		1 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
その他（含む他業種）		0 －	0 －	0 －	0 －	0 －	0 －	0 －	0 －
合計		14 (100.0)	10 (71.4)	7 (50.0)	9 (64.3)	7 (50.0)	8 (57.1)	7 (50.0)	2 (14.3)

労働相談の状況

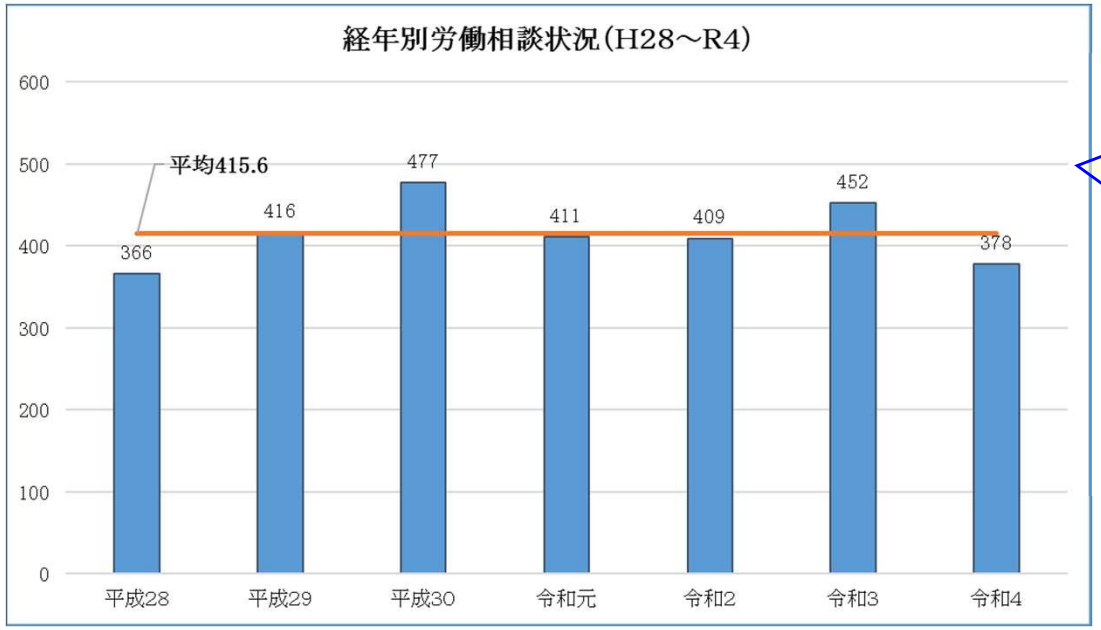

平成２８年から令和４年までの７年間に、宮崎労働局、各監督署に寄せられた運輸交通業に係る労働相談件数は、左図のとおり年平均４１５．６件となっています。

令和４年は３７８件と、前年４５２件を７４件（▲１６．４％）下回っています。

労働相談の内訳は、Ｒ４年では、年次有給休暇（４９件）、解雇の予告（４４件）、賃金不払い残業（３９件）、定期賃金不払い（３５件）、時間外労働（３５件）などの相談が多い。

直近７年間をみると、年次有給休暇、定期賃金不払い、時間外労働、賃金不払い残業、の順で相談件数が多い。

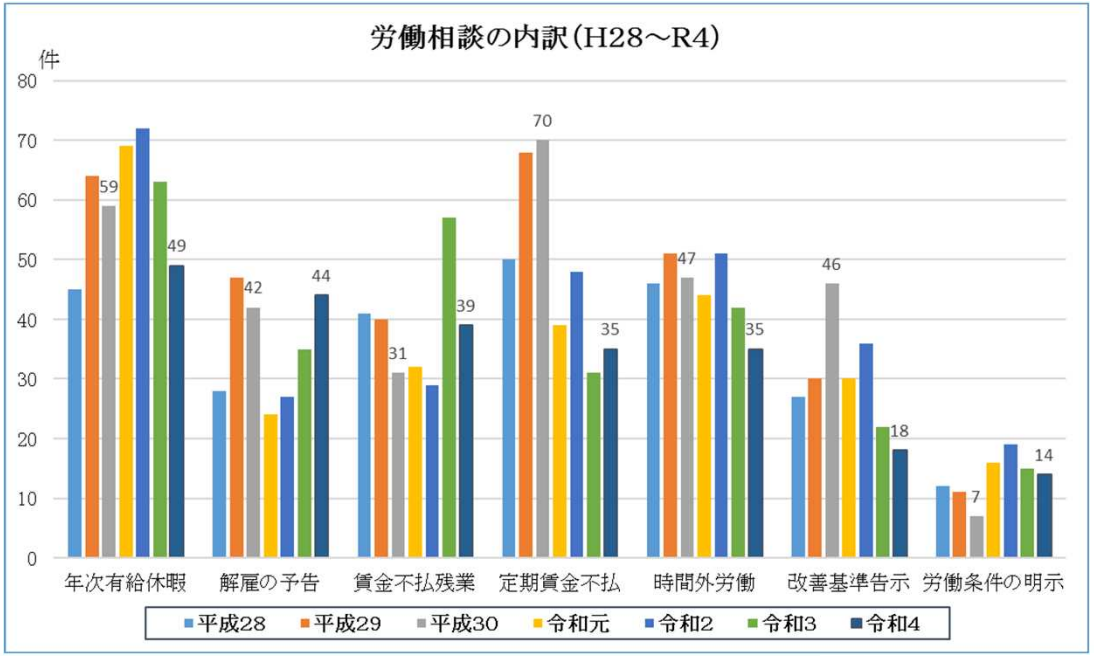

厚生労働省
宮崎労働局

労働時間等説明会（セミナー）の開催

管轄	開催回数	参加人数
県下全域	3	130
宮崎署管内	4	98
延岡署管内	6	70
都城署管内	6	89
日南署管内	0	0
合計	19	387

厚生労働省
宮崎労働局

発着荷主等に対する要請の取組①

令和４年12月23日の改善基準告示の改正に伴い、都道府県労働局に「荷主特別対策チーム」を編成し、長時間の恒常的な荷待ちを 発生させないこと等について、発着荷主等に対して要請する取組を開始した。

１．荷主特別対策チームの概要

1.トラック運転者の労働条件の確保・改善に知見を有するメンバーで編成されています

「荷主特別対策チーム」は、都道府県労働局に新たに任命する荷主特別対策担当官を中心に、トラック運転者の労働条件の確保・改善に知見を有する都道府県労働局・労働基準監督署のメンバーにより編成しています。

2.労働基準監督署が発着荷主等に対して要請します

労働基準監督署が、発着荷主等に対し、①長時間の恒常的な荷待ちの改善に努めること、②運送業務の発注担当者に改善基準告示を周知し、トラック運転者がこれを遵守できるよう協力すること、などを要請します。

3.都道府県労働局が長時間の荷待ちなどの改善等に向け発着荷主等に働きかけます

都道府県労働局のメンバーが、労働基準監督署から要請された事項に発着荷主等が積極的に取り組めるよう、荷待ち時間等の改善に係る好事例の紹介等のアドバイスを行います。

4.長時間の荷待ちに関する情報を収集します

厚生労働省ホームページに、「長時間の荷待ちに関する情報メール窓口」（※）を新設し、発着荷主等が長時間の荷待ちを発生させていると疑われる事案などの情報を収集し、その情報を基に、労働基準監督署が要請等を行います。

※URL:https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/nimachi.html

２．発着荷主等による長時間の荷待ちに対する取組

	令和４年12月～令和５年12月
「長時間の荷待ちに関する情報メール窓口」に寄せられた情報の件数	**707**
発着荷主等に対する要請を実施した事業場数	**11,138**

発着荷主等に対する要請の取組②

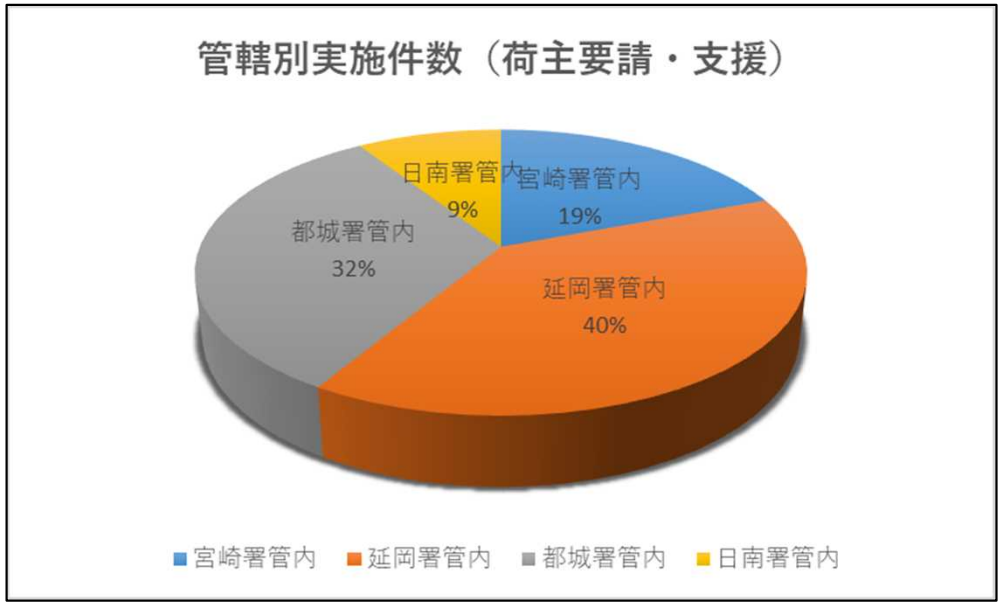

令和５年10月～
「標準的な運賃」についても周知

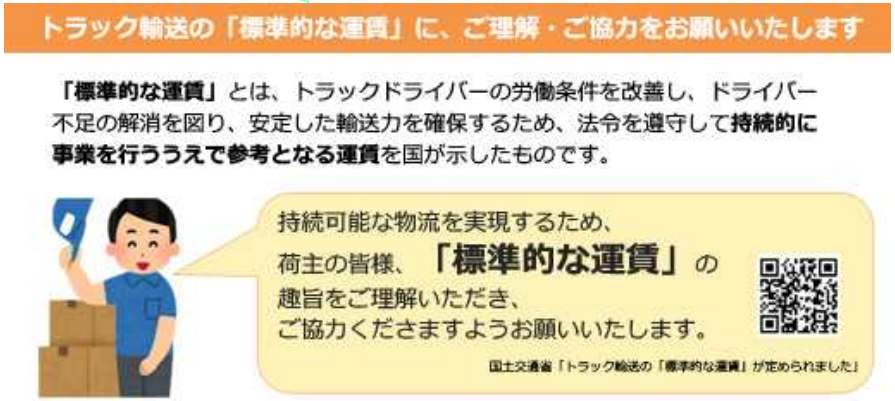

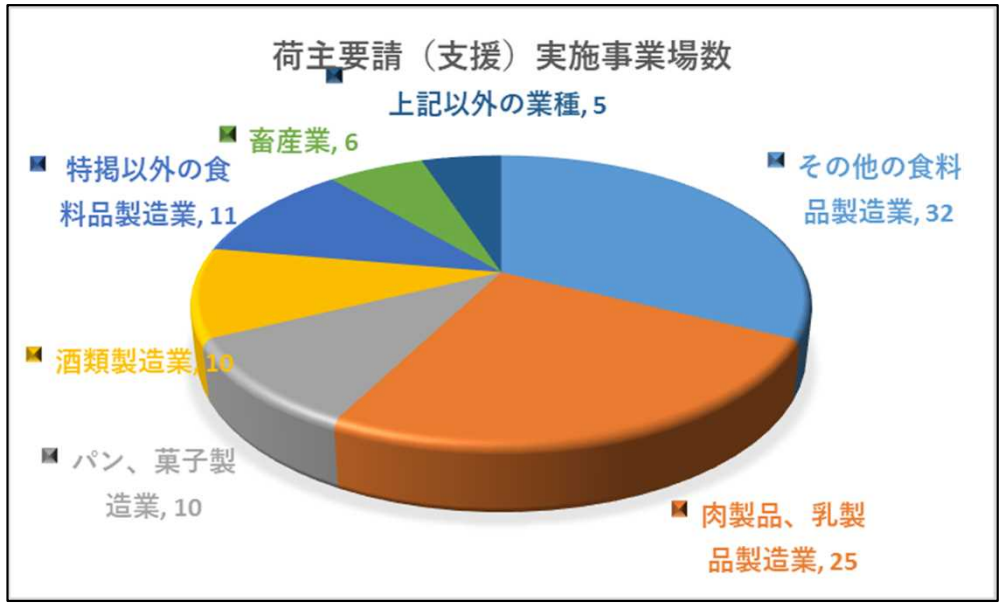

厚生労働省
宮崎労働局

ベストプラクティス企業との意見交換①

労働局長・運輸支局長が合同で
長時間労働の削減等に積極的に取り組むベストプラクティス企業とその取引先企業との意見交換を行いました

【開催日時・場所】

令和５年11月９日（木）　午後２時から

宮崎地方合同庁舎 共用大会議室

【参加企業】

(1) ベストプラクティス企業

株式会社ＦＫ物流

代表取締役　福田　博

宮崎県都城市上水流町

貨物自動車運送業

(2) 取引先企業

日本チルド物流株式会社

代表取締役　伊藤　俊二

（本社）神奈川県川崎市

貨物自動車運送業

西日本事業部南九州事業所

宮崎県都城市高城町穂満坊

西日本事業部関西事業所

兵庫県西宮市鳴尾浜

「ベストプラクティス企業」

宮崎労働局では、平成２８年度から毎年度、長時間労働の削減等に積極的に取り組む企業を「ベストプラクティス企業」として選定し、昨年度までは、労働局長が企業を訪問し、取組事項やその成果などを確認し、ホームページ等を通じて、県内企業に広く紹介していました。

本年度（令和５年度）は、現在、時間外労働の上限規制の適用が猶予されている貨物自動車運送業（自動車運転の業務）の中で、長時間労働の削減等に積極的に取り組んでいる企業を選定し、その取引先企業も交えて、取組事例やパートナーとしての相互協力、取組の苦労話、今後の抱負などについて、意見交換を行いました。

参加の謝辞と開催の趣旨を説明する坂根労働局長

厚生労働省
宮崎労働局

ベストプラクティス企業との意見交換②

意見交換の場では、**ＦＫ物流**から
・配送センターまでの幹線のみの輸送
・フェリーや高速道路の利用拡大
・運行と荷役作業との切り分け
・集荷場所の集約
・荷下ろし箇所（飼料タンク）の整備要請
といった取組事例の紹介があり、その成果として、
・拘束時間の短縮
・連休、希望休の取得改善
といった話がありました。

取組事項を紹介するＦＫ物流の
福田社長と福田専務

改善取組に当たって、取引先企業の理解と協力が大きかったことの話があり、**日本チルド物流**からは、
・自社輸送比率は約２０％で、運送協力会社は大切なパートナーであること
・ニッポンハムグループとして、コンプライアンスを最優先と位置付け、中継輸送という言葉がまだ一般的でないころから運送協力会社の運行も含めてその改善に取り組んできたこと
・真荷主へ要請するに当たっては、説得力を高めるため、運行管理者が実走試験を行ったこと
など、企業の経営理念や苦労話の紹介がありました。

協力内容を説明する日本チルド物流の
中所長と小松部長

厚生労働省
宮崎労働局